

# II

## 民生委員・児童委員としての 基礎知識

### 1 早わかり「民生委員・児童委員活動」（概要版）

#### 民生委員・児童委員とは

- 民生委員制度は、2017（平成 29）年に創設 100 周年を迎えた歴史ある制度です。
- 民生委員は民生委員法で設置が定められ、厚生労働大臣から委嘱されます。
- 民生委員は「非常勤の特別職の地方公務員」とされます。
- 民生委員は児童委員を兼ねています（児童福祉法第 16 条）。
- 子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣により指名されます（児童福祉法第 16 条）。
- 民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）は無報酬のボランティアとして活動しているもので、任期は 3 年です（再任可）。
- 全国で約 23 万人の民生委員・児童委員が活動しています。
- 民生委員・児童委員の定数は、市町村（特別区含む）ごとに世帯数に応じて決定され、それぞれの委員が一定の地域（区域）を担当します。

#### 民生委員・児童委員の役割・職務

- 民生委員は「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」と定められています（民生委員法第 1 条）。
- 民生委員・児童委員は、地域住民の「身近な相談相手」であるとともに、「支援へのつなぎ役」です。地域住民が抱える悩みや心配ごとなどの相談にのり、必要に応じて専門機関や福祉サービスの情報等を提供したり、そのような機関等につなぐなどにより、住民自らが課題を解決するための支援を行います。
- 民生委員・児童委員には守秘義務があり（民生委員法第 15 条）、住民の立場に立って住民との信頼関係のもとに活動しています。
- 民生委員法第 14 条では、民生委員の職務として次のような活動をあげています。

- 住民の生活状態を適切に把握する
- 援助を必要とする人に相談や助言、援助を行う
- 援助を必要とする人に福祉サービスについての情報提供などの援助を行う

- 関係行政機関の業務に協力する
- 社会福祉事業や活動への支援、住民の福祉の増進を図るための活動を行う

- 児童福祉法第 17 条では、児童委員の職務として、児童および妊産婦についての上記の活動に加え、児童健全育成に関する気運の醸成に努めることをあげています。
- 主任児童委員の職務は、児童福祉関係機関と区域担当児童委員との連絡調整、区域担当児童委員の活動に対する援助・協力を行うこととされており、区域担当の民生委員・児童委員と連携して活動しています。

## 民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員法第 20 条の規定に基づき、民生委員・児童委員を構成員とする組織「民生委員児童委員協議会（民児協）」が一定区域ごとに設置されています（法定単位民児協）。
- より広域（市・区、都道府県・指定都市、全国）でもその連合組織が設置されています。

## II

## 2 児童委員活動と、委員への期待

### ① 児童委員活動について

児童委員および主任児童委員は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号 / 以下、法）に定められており、具体的な活動は、「児童委員の活動要領」（平成 16 年雇児発第 1108001 号局長通知 / 以下、活動要領）に示されています。

※法や活動要領などは、「IV. 資料編」を参照

#### ア. 児童委員

児童委員は、法第 16 条に規定されます。条文は「市町村の区域に児童委員を置く」とされ、「民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする」とあります。また、児童委員の職務は法第 17 条第 1 項に規定があり、児童や妊産婦の生活と取り巻く環境の状況を適切に把握することなど 6 項目があげられています。これら各号が掲げる職務は、児童と妊産婦を対象を特定する点以外、民生委員の職務（法第 14 条）とほぼ同様の規定であるといえます。児童委員の活動状況は、地域の実情により異なります。

#### イ. 主任児童委員

主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から指名されます。児童福祉に関する事項を専門的に担当し、原則として区域を直接担当せずに活動し、所属する単位民児協の地域全体が活動範囲です。職務規定は法第 17 条第 2 項にあり、同条第 3 項には、児童委員の職務を行うこともできるという規定があります。活動要領は、児童委員としての活動のほか、関係機関と児童委員との連携や、児童委員への援助・協力、民生委員としての活動を示しており、地域の個別事案にも児童委員と連携を図って積極的に対応することを求めています。

## III

## IV

## ② 子ども・子育て支援の現状と児童委員への期待

子育ての孤立、子どもの虐待、いじめや非行、子どもの自殺や貧困等、子どもや子育て家庭をめぐる課題は複雑化、深刻化しています。少子化や核家族化、地縁関係の希薄化などによる育児不安や養育力の低下は社会全体で支え、子育て、子育てを応援することが必要です。

私たちは地域住民の身近にいる相談役です。子どもが安全に健やかに育ち、子育て家庭が養育の不安を和らげることができる日々の活動に、高い期待が寄せられています。地域で見聞きした課題を捉え、乳幼児がいる子育て家庭の訪問・支援や中・高校生の居場所づくりに関する活動など、気づいたことをさまざまな活動につなげましょう。

児童委員の職務には、地域の実情の把握、地域での相談・支援活動のほか、関係機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所等）との連携、子どもの健全育成のための地域活動（児童館、子育てサークル、子ども会等）の援助・協力など、情報の共有を含めた関係づくりも職務とされています。民生委員・児童委員から指名される主任児童委員には主に、関係機関と区域担当の児童委員との連携や援助・協力などが求められます。

したがって、地域の子どもや子育て家庭の悩み・不安、児童虐待の予防や虐待の兆候などに気づきつなげることができるよう、さまざまな関係機関や子育て応援団として活動する組織・団体等と信頼関係を築くことを、日頃から意識しましょう。このことは、悩みや不安、課題を分かち合い、地域全体で子育て、子育てに取り組むための大切な要素です。たとえば就学中の子どもには、学校だけでは抱えきれない課題が多くあります。スクールソーシャルワーカーや養護教諭と連携した活動で、子どもにもその子の家庭にも効果的な支援が期待できます。

とくに、虐待を受けている子どもなど要支援児童等（法第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう）には、できる限り早期に気づくことと支援や保護につなげることが肝要で、関係機関等が情報や考え方を共有し、きめ細かな連携のもとでの対応が重要です。そのため児童委員には、市区町村の要保護児童対策地域協議会に構成員としての参画を求められることがあります。住民や関係機関と日頃から関わりがある児童委員に対する期待度の高さがうかがえます。積極的に参画して情報を共有しましょう。

なお要保護児童対策地域協議会への参画には、法第25条の5に基づき「協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」とする守秘義務が課せられ、支援対象児童等に関する円滑な情報の共有と支援方策に係る協議・対応が期待されます。法第25条の3「資料又は情報の提供等」は、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」に該当するため、法令に抵触しないことが確認されており、参加する関係機関が個別の世帯の子どもの課題について、情報共有できるものとされています。

### 3 再確認しましょう～相談・支援活動のポイント～

委員活動は、住民の立場に立って、住民との信頼関係のもとに相談にあたるのが基本です。身近な相談相手となり、困りごとがある人びとが自ら課題を解決する糸口を見つけることができるよう支援し、適切な専門機関につなげる関わりが大切です。また、相談内容を委員ひとりで抱え込まず、民児協内の協力を得て関わり方を考えることも重要です。

住民・相談者と信頼関係を築くうえで第一歩となるきっかけづくりから、適切な支援につなげるための相談・支援活動のポイントを再確認しましょう。

#### ① きっかけづくり～支援が必要と思われる人との初めての出会い

##### ■ きっかけをつくる

初めての出会いから関係をつくるにはさまざまな配慮が必要です。突然話しかけても相手は民生委員・児童委員のことをよく知らない、聞いたことがないという人もいます。たとえば自己紹介は初めから民生委員・児童委員と名乗るより、地域住民のひとりとして何気ない挨拶で声をかけると、受け入れられやすい場合もあるでしょう。その人の地域とのつながりや様子などから個別に判断することが大切です。

初めて訪問する場合には、安心感をもっていただくためにもチラシなどを持って、民生委員・児童委員のことや地域の情報を紹介する姿勢でさりげなく接するとよいでしょう。そして、支援が必要と思われる場合は、関連する福祉・医療保健などのサービスの情報を集めておきます。

##### ■ 次につなげる自然な会話を

緊張していると相手も構えてしまうものです。安心感を与えるような表情や話題で落ち着いた雰囲気をつくるよう心がけましょう。

民生委員・児童委員としては、自らの活動や福祉サービスを説明したいものですが、様子を聞き出そうと急いだり、サービスの利用を呼びかけすぎたりすると、かえって警戒心をもたれることがあります。まずは顔見知りになり、「またお会いしましょう」と次につなげる挨拶で会話を終えることも大切です。

##### ■ つながりづくり～信頼関係を築く

地域や関係機関からの情報によって住民宅を訪問する場合は、本人の様子を想像して一方的に困りごとがあると思いきや思い込まないようにしましょう。事前に集めた情報は参考材料と考え、相手に会って実際に確かめたことをもとに接しましょう。

相手の話を聴く前にこちらが話し始めると、相手は聞き手に回ってしまいがちです。地域にさまざまな情報を提供することも、とくに初対面で相手のニーズを見定める前に行うと、訝しがられたり警戒されたりすることになりかねません。まず相手の話をゆっくりと聴いてください。あせらず、時間をかけて信頼関係を築くことが大切です。

民生委員・児童委員と名乗って訪問する際は、メモや短い手紙、電話などで予め約束できるとよいでしょう。PRカードなども活用できるかもしれません。

## ② 相手の立場に立つ ～自分の経験で相手を判断しない

(状況把握と相談者の意思の尊重)

### ■ 相談者の状況の把握と配慮

相手の役に立ちたいと懸命に関わろうとすればするほど、相手の気持ちや立場から離れてしまうことがあります。熱心により情報を提供しようとしても、関わり方によって、相手は煩わしく感じることもあると心得ましょう。ひと呼吸おいて相手の立場に立って考えることが大切です。

相手の生活状況などを考え、どのような声かけがよいのか、相談のきっかけとしてふさわしい場所や環境であるかを確認します。相手にとって困る状況がないか、周囲への配慮も大切です。近所の人に話を聞かれない、内緒にしたい、困っていると思われたくないなど、さまざまな気持ちに配慮します。話を聴く際には「時」「場所」「場合」が適当であるか否かを確認しましょう。「ここで話を聴いてよろしいですか」というひと言で、気配りを感じてもらうことができ、その後の相談・支援に展開するかもしれません。

### ■ 相談者が本当に望んでいることの推察

相手が困っているはずだと決めつけないことが大切です。相手は、支援を受けたい、話を聴いてほしいという気持ちを伝えにくくなることが考えられます。気持ちを慮るつもり言動が相手の自尊心を傷つけていないかを意識しましょう。

先入観をもたずに何に困っているのか、何を望んでいるのかを聴くことが大切です。語られる話を聴きながら、相手の願いやその背景を考えてみましょう。また、民児協の仲間同士で支えあい、ともに関わり方を考えましょう。

### ■ 複数の情報を提供し本人が選択する

相談者が望んでいることは何か、丁寧に話を聴き質問して確認します。よかれと思うことが、必ずしも受け入れられるとは限りません。本人が選択できるような情報提供のあり方が望まれます。

どのサービスを利用するかを決めるのは本人です。身近で利用しやすい情報を複数提供するように配慮しましょう。どんな場合でも、相手の立場を理解し、意思を確認する姿勢を保つことが大切です。

## ③ 相手の思いを受け止める ～複雑な心情を汲み取り、認める

(適切な支援につなげるために)

### ■ 相談者の伝えたい思いを受け止める

話の内容や言葉だけでなく、その生活ぶりや態度、表情から相手が真に伝えたい思いや心情を汲み取ることが大切です。

知らないだろう、不都合があるだろう、きっと困っているに違いないという思い込みがある  
とそのような解釈が生まれ、本人が望まない一方的な対応になる可能性があります。そうなら  
ないためには、相手が発する言葉が伝えたい思いであると理解し、受け止めることが基本です。  
話される言葉を大切にしながら、じっくり話を聴く姿勢が求められます。

話しくそうなそぶりが見えたら、場所を移動したり聴き方を変えたりするなどして、本人  
が思いを打ち明けられることができるよう工夫しましょう。相手の話を受け止めていることを励ま  
し（うなずく、あいづちをうつ）や感情の理解（くりかえす、要約する、感情を表す言葉を返  
す、など）の表現で伝えるとよいでしょう。

### ■ 周りの人からも話を聴き、個々の価値観を尊重する

本人から直接話を聴いて日ごろの生活の様子を確認することが最も望ましいといえます。そ  
れが難しい時、あるいは本人以外の捉え方を掴んでおくために、家族など周りの人からの情報  
収集が必要な時もあります。その際は、民生委員・児童委員としての立場や情報収集の目的を  
明確に伝えて理解を得ましょう。

人は、その人なりに工夫しながら暮らしているものの、健康状態や家族、地域、制度の変化  
によって不安を抱えることがあります。これまでの生活や価値観を尊重しながら、家族や地域  
から孤立しないサポートが重要です。

### ■ 本当のニーズを把握し、支援につなげる

本人の話や周囲からの情報だけでは適切な支援につながらない場合も多いものです。集めた  
情報をもとに、相手の立場に立ってこれまでの生活を想像し、本人が求めていることや民生委  
員・児童委員としてできることを考えましょう。本当の気持ちやニーズを想像しながら話を聴  
き、本人に確認したうえで情報を提供し、必要ならば支援につなげることを考えます。

### ■ 他の委員と相談し、チームで対応する

複雑な課題には、民生委員・児童委員ひとりで抱え込まず、チームで対応することが望めます。

現在の生活状況や予測される困りごとをできるだけ明らかにして、地区民児協や専門職を交  
えて情報を共有し、チームで対応策を検討します。情報共有には本人の同意が基本ですので、  
思いを尊重して丁寧に説明できるよう準備することが大切です。

※参考 『訪問活動・相談支援の基本 民生委員・児童委員のための相談技法研修用ビデオの  
手引き』（全民児連／2019[令和元]年9月）